

令和3年度 第1回駒ヶ根市総合教育会議

令和3年7月29日
南庁舎 大会議室

1 あいさつ
市長

教育長

2 協議事項

(1) 令和3年度事業の推進について 資料1

3 意見交換

・駒ヶ根市小中学校ICT教育の推進について (P1)

・通学路の安全対策について (P2~8、資料2、資料3-1、3-2、3-3)

・その他

4 その他

令和2年度に整備したGIGAスクール構想関連事業について

① 制度・事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童生徒1人1台端末等の整備が前倒しで実施された。

② 主な事業内容及び成果の概要

- (1)小中学校校内通信ネットワーク環境整備事業…102,300千円
高速回線の校内ネットワーク環境の整備を実施した。
- (2)小中学校児童・生徒一人一台端末整備事業…112,170千円
児童・生徒に一人一台端末を配備した。
iPad(小学1・2年生)：391台、chromebook(小学3年生以上)：2,111台
- (3)GIGAスクールソーター配置事業…751千円
GIGAスクール構想推進のためICT技術者による支援体制の整備等を行った。
- (4)家庭学習のための通信機器整備事業…1,830千円
臨時休校等においても家庭で学習を継続できる環境の整備を行った。
対象家庭：就学援助対象家庭でWi-Fi環境が無い家庭(183台)
- (5)学校からの遠隔学習機能整備事業…158千円
学校からの遠隔学習用カメラ等の整備を行った。
Webカメラ・マイク等：54台

③ 課題

- (1)ICT機器の大量配備による校舎の電力不足
- (2)教育委員会事務局への専門的知識を有した人材の配置
- (3)教職員のICTリテラシーの向上
- (4)タブレット端末の授業等での有効活用
- (5)タブレット端末の持ち帰りや家庭での利用

3教保第150号
令和3年(2021年)7月2日

長野県警察本部長
長野県県民文化部長
(くらし安全・消費生活課扱い)
長野県建設部長 様
(道路管理課扱い)
長野県教育長
(保健厚生課扱い)
長野県交通安全運動推進本部地方部長
(各地域振興局長)

長野県交通安全運動推進本部長
(長野県知事)

通学路における緊急合同点検の実施について（依頼）

通学路の安全確保については、かねてから格段の御配意をいただいているところですが、6月28日に千葉県八街市で発生した下校中の児童の列にトラックが突っ込み、児童5名が死傷するという痛ましい交通事故を受け、通学路における安全確保のための緊急合同点検を実施します。

当該点検の実施体制は、市町村ごとに策定されている「通学路交通安全プログラム」の推進体制（市町村、市町村教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等）を想定しています。

については、関係機関等に対して周知いただくとともに、点検の実施について御配意をお願いします。

なお、実施に係る詳細は別途通知します。

長野県交通安全運動推進本部
長野県教育委員会事務局保健厚生課 保健・安全係
課長：宇都宮 純 担当：下倉 幸江 三井 将志
TEL：026-235-7444
FAX：026-234-5169
e-mail：hokenko@pref.nagano.lg.jp

(別 紙)

通学路における合同点検等実施要領

文部科学省
国土交通省
警察庁

1. 実施対象

市町村(特別区を含む。以下同じ。)立小学校の通学路

※通学路は、各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお、国立及び私立の小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路についても、各学校及び学校設置者の判断により、市町村立小学校に準じて実施する。また、市町村立小学校以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

2. 実施期間

下記3. (3)については令和3年9月末目途に、(4)については同年10月末目途にそれぞれ実施する。

ただし、地域の実情等により期間内の実施が困難な場合、遅くとも令和3年12月末までに、それぞれ実施する。

3. 実施内容

(1) 実施体制 (参考1)

平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(文部科学省、国土交通省、警察庁)に基づき、各市町村で構築している推進体制を活用することを基本とする。

(2) 学校による危険箇所のリストアップ (参考2)

学校は、在校児童から得られた情報を活用するとともに、保護者、スクールガード等の見守り活動者及び自治会等の協力を得て、次のような観点も踏まえた通学路の点検を行い、危険箇所をリストアップし、教育委員会に報告する。

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があつた箇所
- ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があつた箇所など

なお、これまで危険箇所の点検や合同点検等を実施していることも踏まえ、直近の合同点検の

調査結果等から上記の観点を踏まえた再確認ができる場合には、通学路の危険箇所の現地調査は今回新たに求めない等効率的・効果的な対応を行う。

(3) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出（参考3）

市町村教育委員会は、域内の学校からの報告を受け、危険箇所を取りまとめるとともに、学校、PTA、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検を実施する際には、できる限り地域住民等の意見を得るものとし、必要に応じて学校から自治会の協力を得る。

合同点検を完了し、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお、これまででも学校、道路管理者及び地元警察署が合同で通学路の点検等を積み重ねてきていることを踏まえ、これらの合同点検等の蓄積を十分に活用した効率的・効果的な対応を行う観点から、既に（2）に示した観点で合同点検等が行われている場合には、その結果を活用し新たな合同点検を行わない等地域の実情を踏まえた対応を行う。

(4) 対策案の検討・作成

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、PTA等の協力を得て、（3）で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得ながら、対策案を検討・作成し、地域住民の理解を得た上で、対策案の内容に応じて、道路管理者及び地元警察署に対して要望を行う。

(5) 対策の実施

市町村教育委員会、学校、道路管理者及び地元警察署は、（4）で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、市町村教育委員会及び学校は、保護者等と連携を図るものとする。

なお、対策の実施に当たっては、防犯、防災等の側面にも留意する（上記（4）についても同じ）。

(6) 留意事項

上記（4）及び（5）の対策の検討・実施等に当たっては、ソフト対策も含めて対策を検討し、可能なものから速やかに実施すること。

4. 実施状況の報告

合同点検の実施状況及びそれに基づく対策案の検討・作成の状況については、教育委員会で取りまとめ、文部科学省に報告する。国は、報告を受けた各市町村等の対策必要箇所や対策案の内容を取りまとめる。報告要領等については、別途連絡する。

5. その他

過去に危険箇所の指摘がありつつも、継続的に関係機関等で認識されていない課題が見られるところ、危険箇所や対策必要箇所については、児童・保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、地域の実情等に応じ、具体的な対策の予定の有無に関わらず、可能な限り幅広く、各市区町村のホームページ等に公表等することが望ましい。

駒ヶ根市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

駒ヶ根市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「駒ヶ根市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

〔学校教育機関〕

- ・駒ヶ根市校長会
- ・駒ヶ根市PTA協議会
- ・駒ヶ根市教育委員会

〔道路管理機関〕

- ・国土交通省飯田国道事務所
- ・長野県伊那建設事務所
- ・駒ヶ根市建設部技監
- ・駒ヶ根市建設部建設課

〔交通安全機関〕

- ・駒ヶ根警察署
- ・駒ヶ根市総務部危機管理課

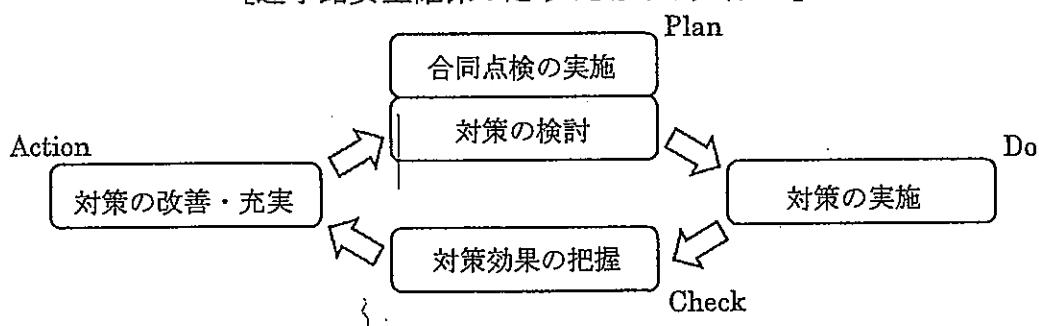
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続とともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・原則として、市内の小学校を2つのグループに分け、年1回交互に合同点検を実施します。
 - ① グループA:赤穂小学校、赤穂南小学校通学区
 - ② グループB:赤穂東小学校、中沢小学校、東伊那小学校通学区
- ・事故発生箇所については次年度合同点検を実施する。
- ・重大事故が発生した場合は速やかに合同点検を実施する。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・学校・PTAへ聞き取り調査等の実施
 - ・車両と歩行者の離隔を測定
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

令和3年度教育委員会主要事業の取り組み方針について

駒ヶ根市では、第4次総合計画及び教育大綱に基づき、「子どもたちが夢と希望にあふれるまちづくり（子育て・教育環境の充実）」、「ともに学び、文化を育むまちづくり（生涯学習・文化・スポーツ振興）」を基本目標に掲げ取り組んでいます。

令和3年度では、「学校教育の推進」「幼児教育の推進」「家庭づくりの推進」「安心して産み育てることができる環境づくりの推進」、「生涯学習活動の推進」、「文化芸術活動の推進」、「スポーツの推進」を柱に事業を実施します。

1 学校教育の推進

(1) 学力の向上を図ります

- イ) 市単独で専科教員や外国語指導助手(ALT)を配置し、きめ細かな学習支援を実施
小学校外国語活動の支援継続実施 専科教員 5名(赤中:英語 1、理科 1、国語 1、東中:家庭1、社会 1)、ALT等4名(昨年9月からの ALT1名追加が未定の状況)
- ロ) 地域の人材を活用した「学校支援ボランティア」による放課後学習支援などを実施
350 時間、小学校の放課後学習支援(6校→7校)
- ハ) 小学生3年から中学校3年生まで、標準学力テストを市費で実施し、この結果をもとに授業の改善を図る。テスト24教科中、全国平均を上回る率:H31-70%、H35-80%を目標としている。学力検討委員会で指導方法及び授業改善の共有化を図る。
(H27-83.3%、H28-83.3%、H29-79.2%、H30-66.7%、R1-86.4%、R2 中止)

二) 学校 ICT を活用し質の高い学びを実現するため、ICT 機器の整備・運用の実施

- プロジェクター型電子黒板等整備(小学校 4~6 年生、普通教室)、小中学校校内ネットワーク環境の保守管理
- ・ ICT 活用委員会の設置による一人一台端末等の適切な運用
 - ・ ICT 支援員配置による教職員の ICT 活用支援
 - ・ 統合型校務支援システムの適切な運用

(2) 地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めます

- イ) 「コミュニティスクール」の推進。(保護者や地域の皆さんが学校運営に関わることにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指す。)
指定校:全小中学校指定 放課後学習支援の拡大:6校→7校
- ロ) キャリアフェスの開催について
赤中・東中合同開催(R2 中止)
- ハ) 職場体験、JICAとの交流(コロナの対応により調整)

(3) 安全・安心な学校施設の整備を進めます

- イ) 赤穂中エレベーター設置、赤穂東小地下灯油タンク改修、小中学校事務室等の空調設備整備、学校給食センター空調設備(3系統)
- ロ) 学校施設等の個別施設計画策定による施設整備の検討
新竜東学校給食センター及び中学校整備等の検討(少子化の状況も含め検討)

2 幼児教育の推進

(1) 体力・運動能力の向上を図ります

- イ) 外遊びや群れ遊びを活用した幼児期の運動遊びの実施
東海大学 野坂教授により体力測定の実施(11月～)
- ロ) 十二天の森などを活用し、豊かな自然に親しむ駒ヶ根版自然保育の推進
(市内13園全園が長野県「信州型自然保育」の認定)

(2) 子育て世代の支援を充実します

駅前アルパ「きっずらんど」(少人数で静かな環境、相談やイベントが充実)、「まるくなあれ」(広いスペース、飲食が可能で、屋外の遊び場も備えてあり、長時間利用に向いている)、「あそびのもり」(産科に隣接し、医療の支援体制や専門職の支援体制が充実)の3施設を連携し、機能分担することで、子育て世代への支援の充実を図る。

(3) 発達特性に対する支援を実施します

- イ) 発達特性を持ったお子さんには、早期の発見と早期の対応が必要とされている。
健診や相談、フォロー事業、「つくし園」における訓練などを充実する。
- ロ) 児童発達支援事業「つくし園」運営事業
運営体制の継続検討

(4) 少子化対策として、子育て世代の負担軽減(保育料の軽減)を図ります

<3～5歳児>

- イ) 全ての保育料無償化
- ロ) 副食費について、国の基準月額4500円に対し、1500円市で負担
同時入所に係なく第3子以降の副食費の無償化実施

<0～2歳児>

- イ) 同時入所でなくても、第3子50%軽減、第4子以降無料。
- ロ) 未満児保育料について、各層上伊那の平均程度に軽減
- ハ) 国の低所得者に対する政策 世帯収入360万円未満
非課税性 無料
多子世帯 第2子:市民税非課税 無料、第3子以降無料
ひとり親世帯 第1子:市民税非課税世帯と同じ(2400)、第2子以降無料
- 二) フルタイムで働く家庭への支援として、11時間保育を継続して実施

(5) 病児保育を引き続き実施します

市内医療機関に委託し、病児・病後児保育を実施

(6) 保育園幼稚園の施設整備の検討実施

耐震性や老朽化への対応、未満児保育の希望増への対応に向けた施設整備の推進。計画的に整備するため具体的な再整備計画の早期策定が必要

3 子育てによるこびを感じる家庭づくりの推進

(1) 放課後の児童の預かりなど家庭の支援を進めます

共働きの家庭等への支援のため、子ども交流センターにより、安心して働く環境づくりを進める。子育て全力応援プロジェクトへの対応実施

(2) 子育て情報の提供を充実します

子育て支援の情報等をタイムリーに提供するため、子育てサイトや子育てアプリ「こまっぷ」の活用を進める。また、子育て10か条見直しの継続実施

4 安心して産み育てることができる環境づくりの推進

(1) 出産後の育児や体の不安の解消を図ります

妊娠婦支援のための産後ケア事業として、産科医院・助産院との連携による宿泊支援、日帰りのデイケア型支援、育児・母乳相談の支援を実施。

- ・母乳チケット配布、産婦健康診査助成の実施
- ・5歳児健診見直しによる5歳児巡回相談事業の実施・検証

(2) 不妊治療の経済的・精神的な負担の軽減を図ります

不妊症に悩む夫婦の精神的、経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用を助成(一般不妊治療も含む)、不妊カウンセリングを行い、メンタル面の支援を実施。

5 生涯学習活動の推進

(1) 十二天の森の整備・活用を図ります

森としての自然環境を守りつつ、子どもたちや市民が活用できるよう整備を進める。ため池の整備の方法について検討を進める。

(2) 社会教育施設の整備を進めます

- イ) 地域交流センター(赤穂公民館)と文化センターと併せた管理体制の検討継続
- ロ) 社会教育施設について、計画的に整備するため、市公共施設管理計画の個別計画策定により必要な施設の整備検討。旧赤穂公民館の解体

(3) 読書活動の充実 (古典(先人)に触れる)

- イ) 図書館と連携した調べる学習・読育の実施

6 文化財の保存・活用と文化芸術活動の推進

(1) 文化財保存保護事業を進めます

旧竹村家等文化財の保護と新たな文化財の指定の推進、光前寺庭園整備

(2) 創造的な文化芸術活動を進めます

- イ) 文化会館における自主事業の実施検討及び文化団体・グループへの活動支援
- ロ) 「文化力」で人と地域が輝く駒ヶ根市の創造(4次総)を基本目標とする文化芸術振興指針策の具体的な取り組みの検討、文化芸術市民会議の実施

(3) 音楽を通じて生きる力をはぐくむ事業(エル・システム)を推進します

- イ) 市内の子どもたちへの音楽教育を通じて、忍耐力や協調性、自己表現力などの社会性を身につけることを目的に実施。弦楽器教室を市内全小学校児童で継続して実施。子ども音楽祭の開催、地元の演奏会・イベント等への参加

(4) 地元の魅力を再発見し、郷土愛を生む活動を進めます。

- イ) フットパス等を利用した、ふるさと学習の実施

7 スポーツの推進

(1) 市民スポーツ・生涯スポーツを推進します

信州駒ヶ根ハーフマラソンは新型コロナの影響で、市民を中心としたイベントとして実施。かけっこ教室(かけっこ検定の実施)、トップアスリートとの交流事業の実施

(2) 国民体育大会への対応を進めます

2028年度(令和10年度)開催予定の長野国体の駒ヶ根市会場種目の選定

8 新型コロナウイルス感染症対応の実施

学校・保育園等の運営、社会教育関係施設の運営等の対応

対策箇所一覧表No.1(令和3年7月現在)

■対策検討メンバー:飯田国道事務所、伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、PTA、保育園、幼稚園、駒ヶ根市教育委員会

別添1

【赤穂小学校】

番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策実施状況
1	通学路	国道153号	赤穂小学校入口	国道から小学校校門方向へ速度を上げて車が出入する	縁石を延長し出入部分を狭くする	県	対策済
2	通学路	市道光前寺南線他	中央道6号ボックス、7号ボックス	ボックス内に街灯がないため薄暗い時などは危険	街灯修繕、街灯新設	市	対策済
3	通学路	市道1-501号線	小町屋公民館前	見通しが悪く、道幅が狭い	カーブミラーを設置する	市	対策済
4	通学路	市道上穂本線	下の坊	道幅が狭いが交通量が多く、横断するのが危険	速度規制の変更、横断歩道の設置	警察	対策済
5	通学路	市道新春日街道線	塩木信号南	信号、横断歩道がなく横断するのが危険	横断歩道の設置	警察	対策済
6	通学路	市道1-472号線	武道館北	道幅が狭いが交通量が多く危険	路面表示を行い車両の速度を落す、通学路変更	市	路面表示→対策済
7	通学路	市道光前寺南線	上穂本線から広域農道塩木交差点	道路新設により交通量が激増し、歩道がなく危険	歩道設置(L=1.1km)	市	対策中(一部工事中)
8	未就学児経路	市道新春日街道線	1-30号線交差点	ラインが薄くなつて不明確で危険	路面標示、外側線の引き直し	市	対策済
9	未就学児経路	市道光前寺北線	文化会館北交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	市	対策済
10	未就学児経路	市道中割縦線	すずらん保育園南	道路が拡幅され交通量が増加し横断歩道が無く横断するのが危険	横断歩道の設置、車止め(鋼製ポール等)の設置	警察、市	対策済

【赤穂東小学校】

番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策実施状況
1	通学路	市道1-435号線	赤穂東小学校西	横断歩道がなく、危険	横断歩道設置	警察	検討中(設計協議)
2	通学路	市道古田切線	下平	交通量が多いが歩道、横断歩道がなく危険	歩道設置、横断歩道設置	市、警察	対策済
3	通学路	市道農免道路北線	梨の木	横断歩道があるが見通しが悪く、横断するのが危険	視距改良、当面は路面標示等による注意喚起	市	路面標示→応急対策済
4	通学路	主要地方道駒ヶ根長谷線	下平	交通量が多いが、歩道がなく危険	歩道設置	県	対策済
5	未就学児経路	市道1-959号線	飯坂踏切付近	見通しが悪く危険	道路反射鏡の設置	市	対策済
6	未就学児経路	国道153号	赤穂東小学校西交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	県	対策済
7	未就学児経路	市道1-449号線	1-445号線交差点	見通しが悪く危険	道路反射鏡の設置	市	対策済
8	未就学児経路	市道1-449号線	駅北線交差点	車道と路肩の区分が不明確なため危険	路面標示、外側線の引き直し	市	対策済
9	未就学児経路	主要地方道駒ヶ根長谷線	下平交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	県	対策済
10	未就学児経路	国道153号	琴平町交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	県	対策済
11	未就学児経路	国道153号	北消防署西交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	県	対策済
12	通学路・未就学児経路	主要地方道駒ヶ根長谷線	飯坂～下平(通称:田沢の坂)	交通量が多いが、歩道が狭く、縁石も低く危険	歩道拡幅、縁石の改修、路面標示等による注意喚起	県	検討中(設計協議)

【赤穂南小学校】

番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策実施状況
1	通学路	市道市場線	赤穂高校北	見通しが悪い。横断歩道がなく危険	通学路の変更、当面は路面標示等による注意喚起	市	路面標示→応急対策済
2	通学路	主要地方道伊那生田飯田線	中沢吉瀬	交通量が多いが横断歩道がなく危険	横断歩道設置	警察	対策済
3	通学路	市道新春日街道線	南割、福岡	交通量が多いが歩道がなく危険	歩道設置(L=1.1km)	市	対策中(設計協議)
4	未就学児経路	市道琴ヶ沢線	1-177号線	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	車止め(鋼製ポール等)の設置	市	対策済
5	通学路	市道赤須町線	原垣外	交通量が多いが歩道がなく危険	歩道設置(L=0.4km) 完成後にNo.1の通学路を変更する	市	地元協議中(R4～予定)

対策箇所一覧表No.2(令和3年3月現在)

■対策検討メンバー:飯田国道事務所、伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、PTA、保育園、駒ヶ根市教育委員会

別添1

【中沢小学校】

番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策実施状況
1	通学路	主要地方道駒ヶ根長谷線	中川治山事業所前	横断歩道が見通しの悪いところにあり危険	計画されているバイパス事業で歩道を整備	県	対策済み
2	通学路	市道菅沼線他	中沢小学校周辺	道幅が狭いが歩道がなく危険	歩道整備または路肩カラー舗装	市	対策済み
3	通学路	市道中割菅沼線	小山橋北	通過車両の速度が速く、横断歩道がないため危険	路面表示による速度抑制、横断歩道設置	市、警察	路面表示のみ対策済み
4	未就学児経路	市道2-46号線	2-47号線交差点	ラインが薄く車道との区別がつかず危険。通過車両の速度が速くて危険	路面標示、外側線の引き直し	市	対策済み
5	未就学児経路	市道2-46号線	2-50号線交差点	ラインが薄く車道との区別がつかず危険。通過車両の速度が速くて危険	路面標示、外側線の引き直し	市	対策済み
6	未就学児経路	市道中割菅沼線	羽前塙線交差点	ラインが薄く車道との区別がつかず危険	路面標示、外側線の引き直し	市	対策済み

令和3年3月現在

【東伊那小学校】

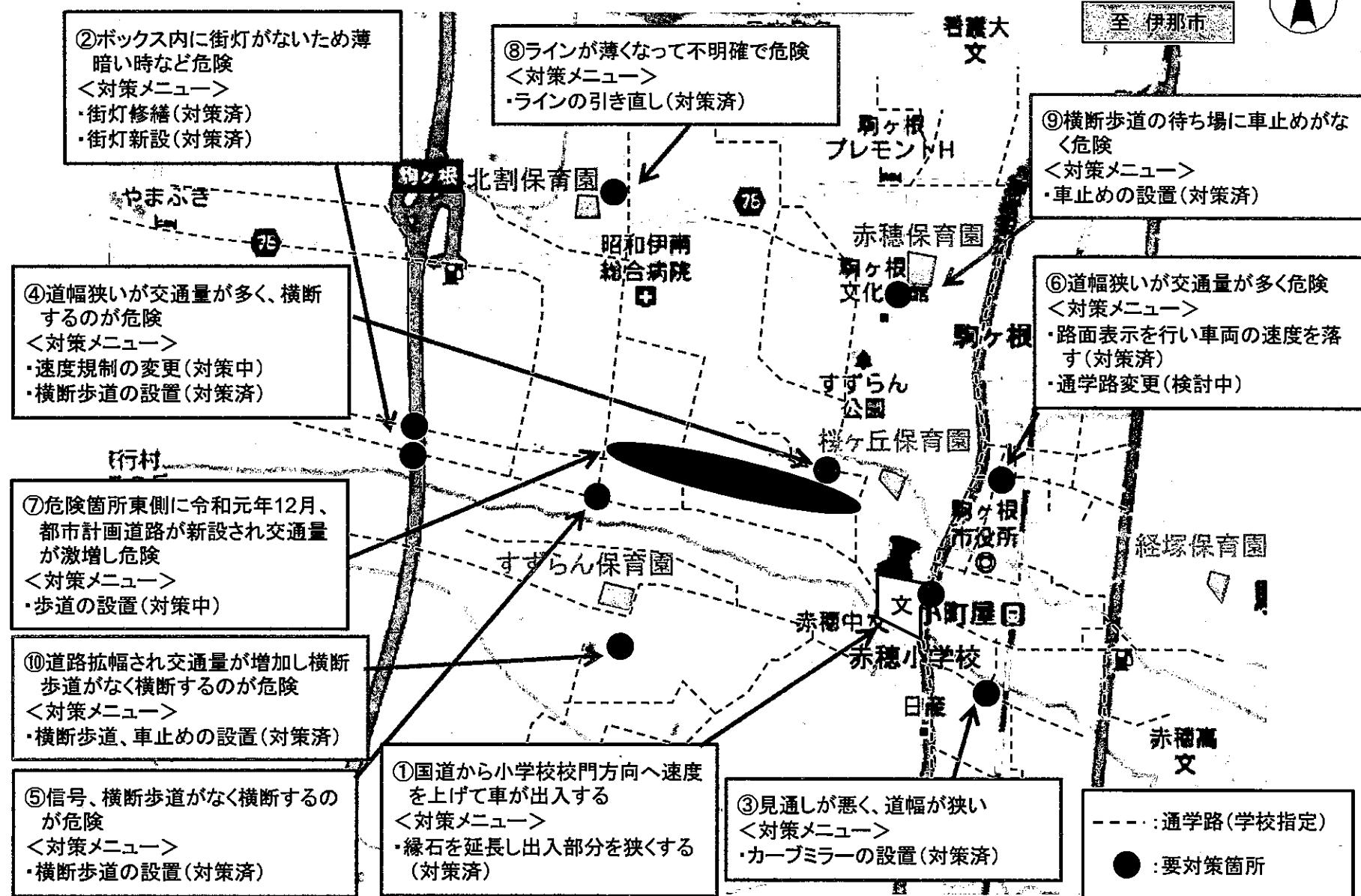
番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策実施状況
1	通学路	主要地方道伊那生田飯田線	東伊那火山鳥居北	歩道はあるが、通過車両の速度が速く危険	路面表示と車止めの設置	県	対策済み
2	通学路	主要地方道伊那生田飯田線	東伊那火山鳥居前	交通量が多いが横断歩道がなく危険	歩道の整備、横断歩道設置	県、警察	対策済み
3	通学路	一般県道栗林宮田停車場線	箱型	交通量が多いが横断歩道がなく危険	横断歩道設置	警察	対策済み
4	通学路	主要地方道伊那生田飯田線	伊那耕地	交通量が多いが、歩道がなく危険	歩道設置	県	対策済み
5	未就学児経路	一般県道栗林宮田停車場線	塩田川交差東交差点	横断歩道の待ち場に車止めがなく危険	警戒標識、路面標示等の設置	県	対策済み

令和3年3月現在

長野県 駒ヶ根市 赤穂小学校校区 (安全対策箇所)

別添2

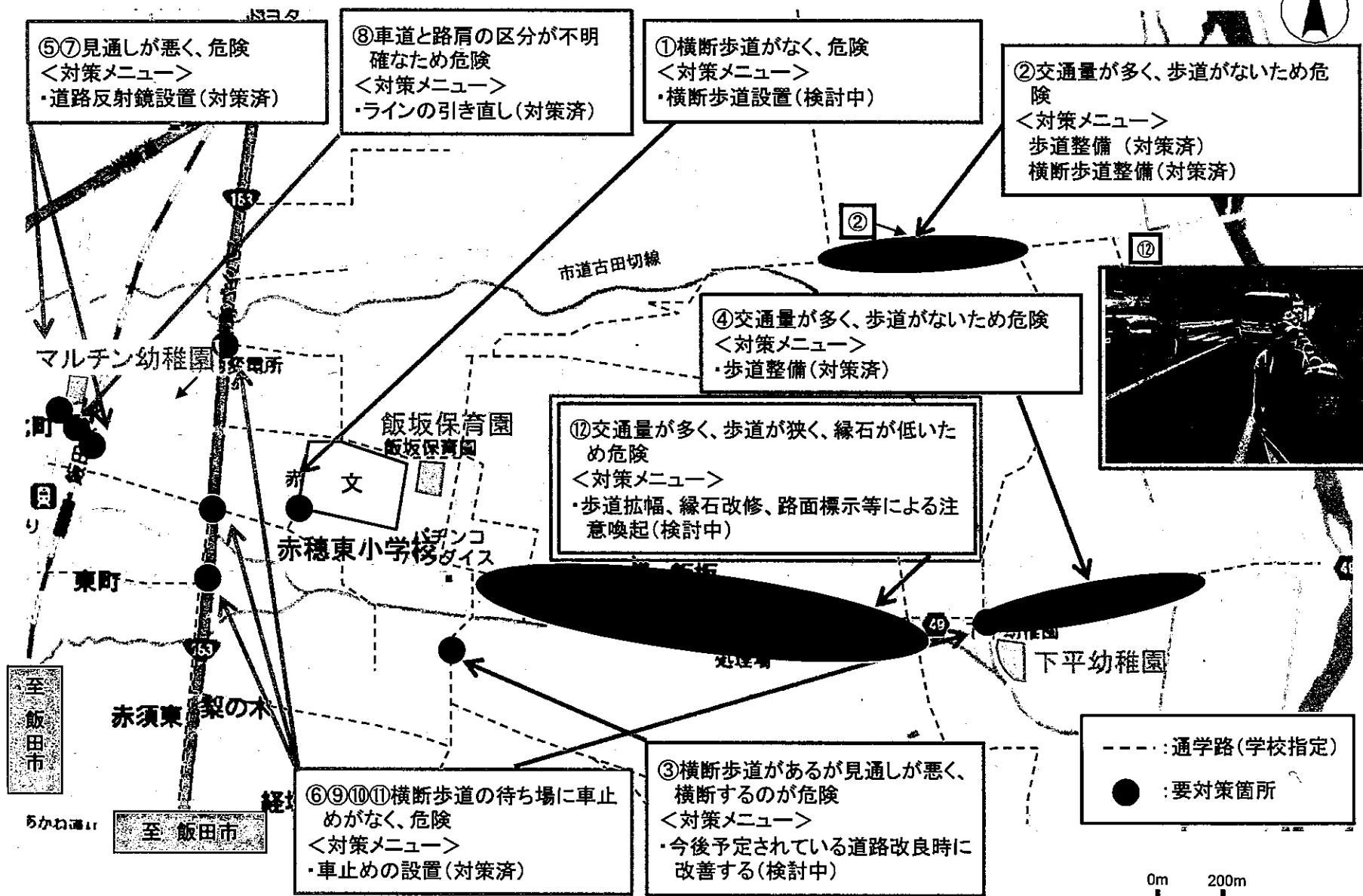
【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、保育園、駒ヶ根市教育委員会



長野県 駒ヶ根市 赤穂東小学校校区 (安全対策箇所)

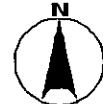
別添2

【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、保育園、幼稚園、駒ヶ根市教育委員会



長野県 駒ヶ根市 赤穂南小学校校区 (安全対策箇所)

別添2



【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、保育園、幼稚園、駒ヶ根市教育委員会

-----: 通学路(学校指定)

● 要対策箇所

①見通しが悪い、横断歩道がなく横断するのが危険
<対策メニュー>
・通学路変更、路面標示等による注意喚起(応急対策済)

④歩行者の待ち場に車止めがなく危険
<対策メニュー>
・車止めの設置(対策済)

赤穂南小学校
赤穂南幼稚園

南割公園
アルプス球場

福岡保育園

駒ヶ岳SA

助ヶ根工

伊勢福岡

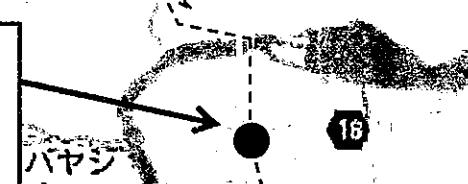
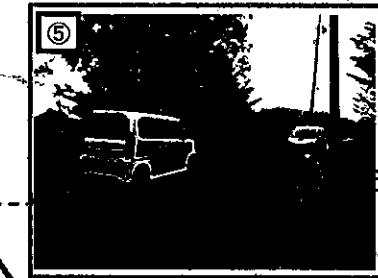
153

一一五

③交通量が多いが、歩道がなく危険
＜対策メニュー＞
・歩道設置(対策中)

②交通量が多いが、横断歩道がない
<横断するのが危険
<対策メニュー>
・横断歩道設置(対策済)

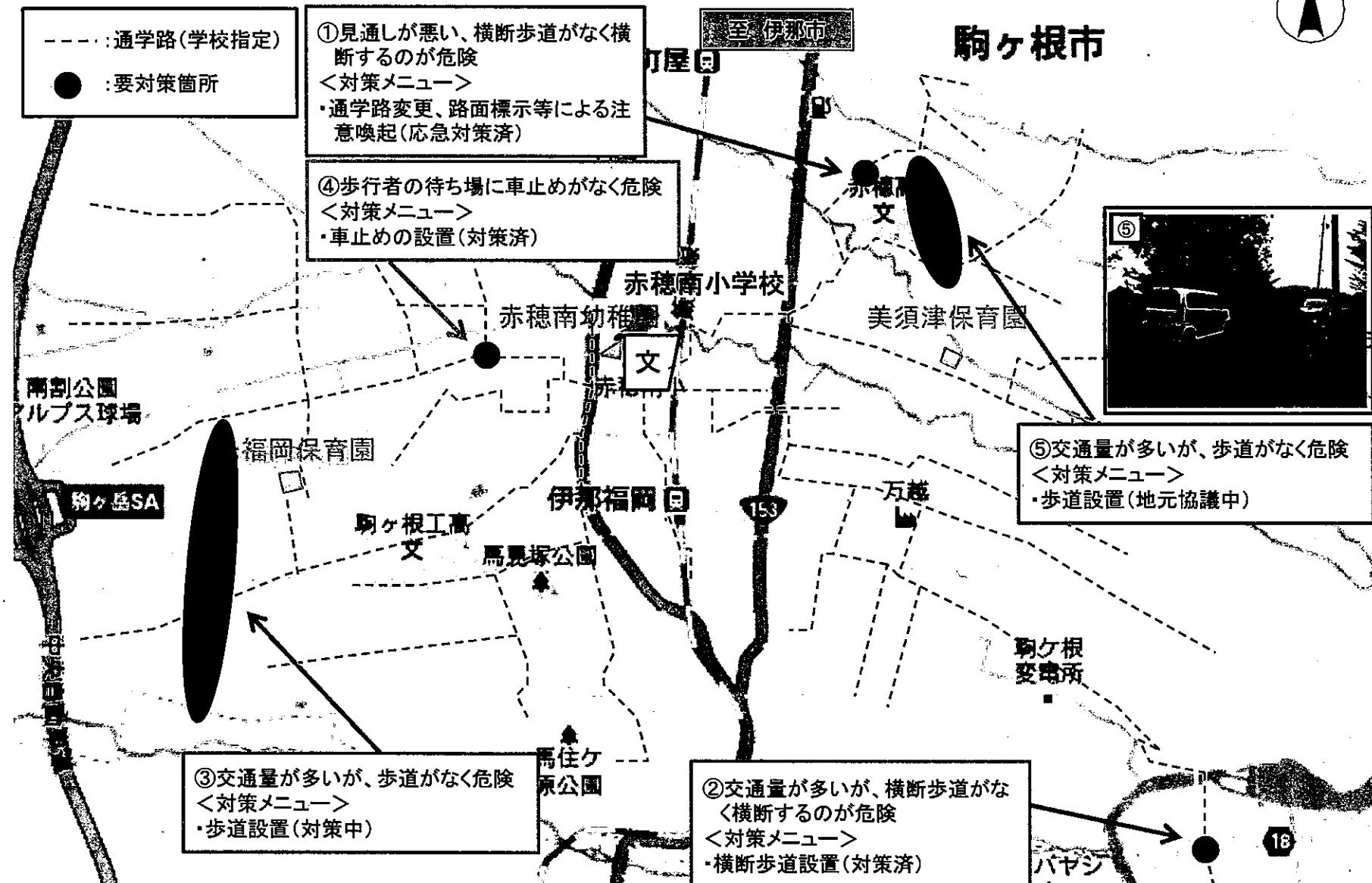
⑤交通量が多いが、歩道がなく危険
<対策メニュー>
・歩道設置(地元協議中)



長野県 駒ヶ根市 赤穂南小学校校区 (安全対策箇所)

別添2

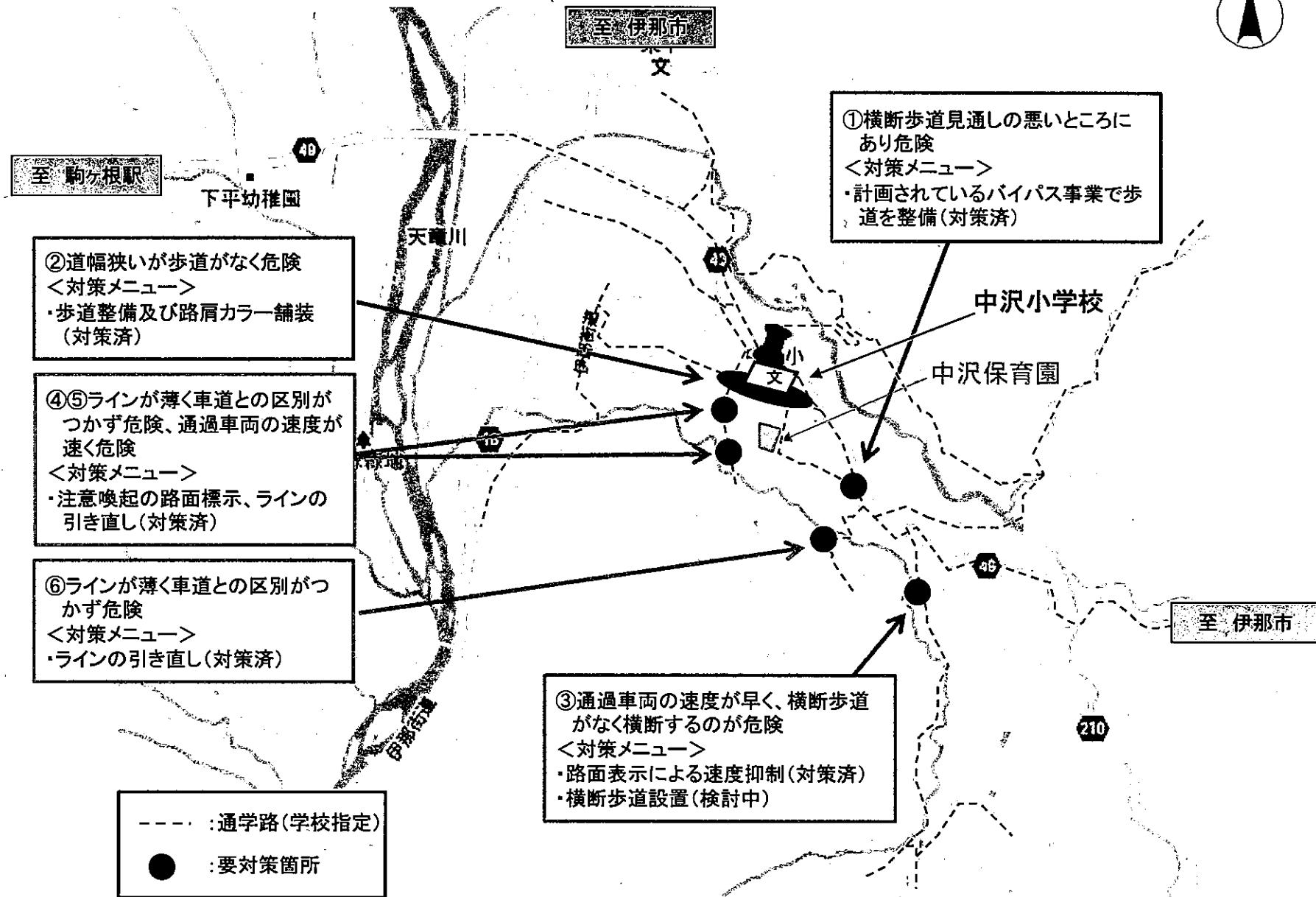
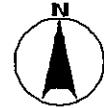
【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市建設課、小学校、保育園、幼稚園、駒ヶ根市教育委員会



長野県 駒ヶ根市 中沢小学校校区 (安全対策箇所)

別添2

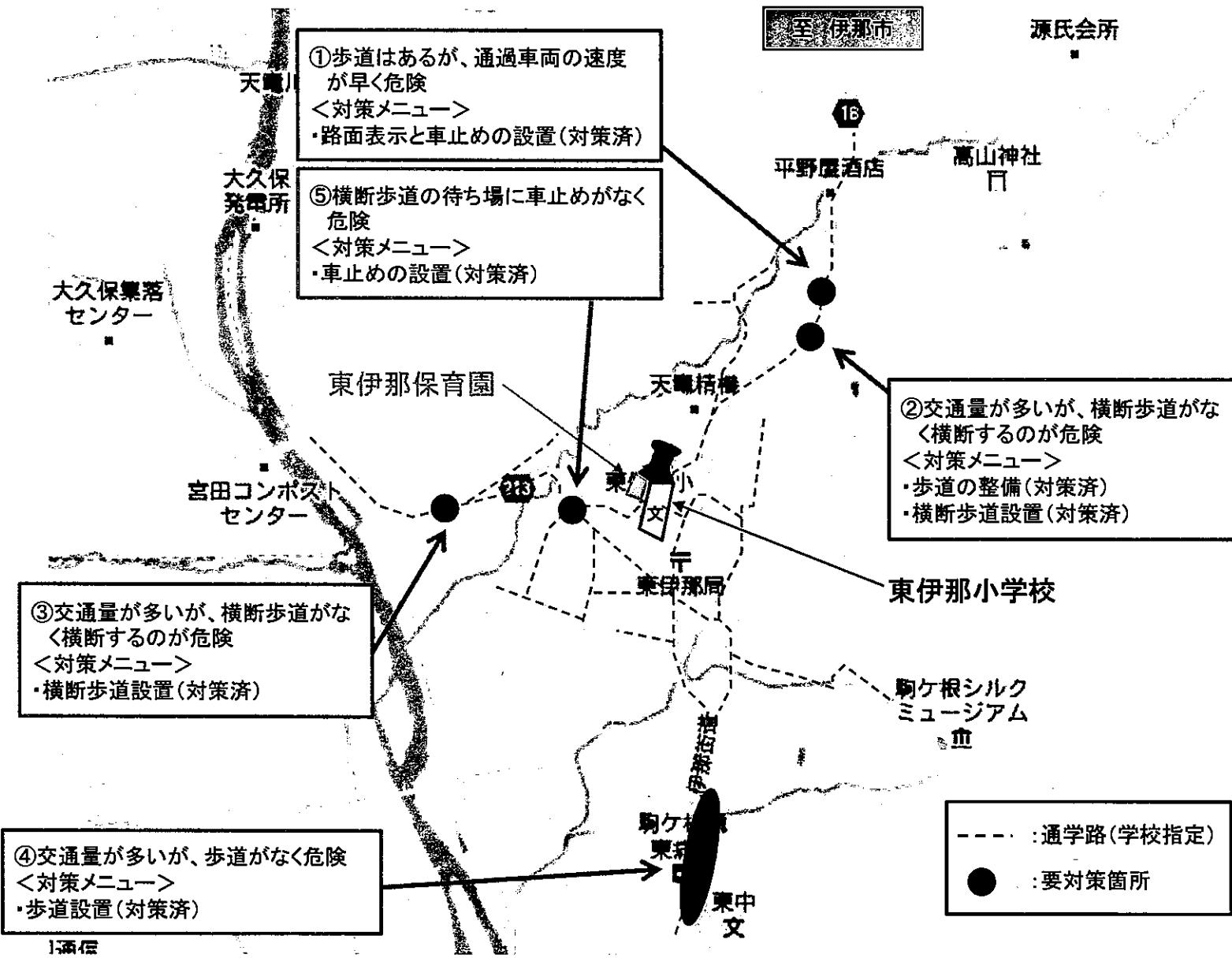
【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市都市整備課、小学校、保育園、駒ヶ根市教育委員会



長野県 駒ヶ根市 東伊那小学校校区 (安全対策箇所)

別添2

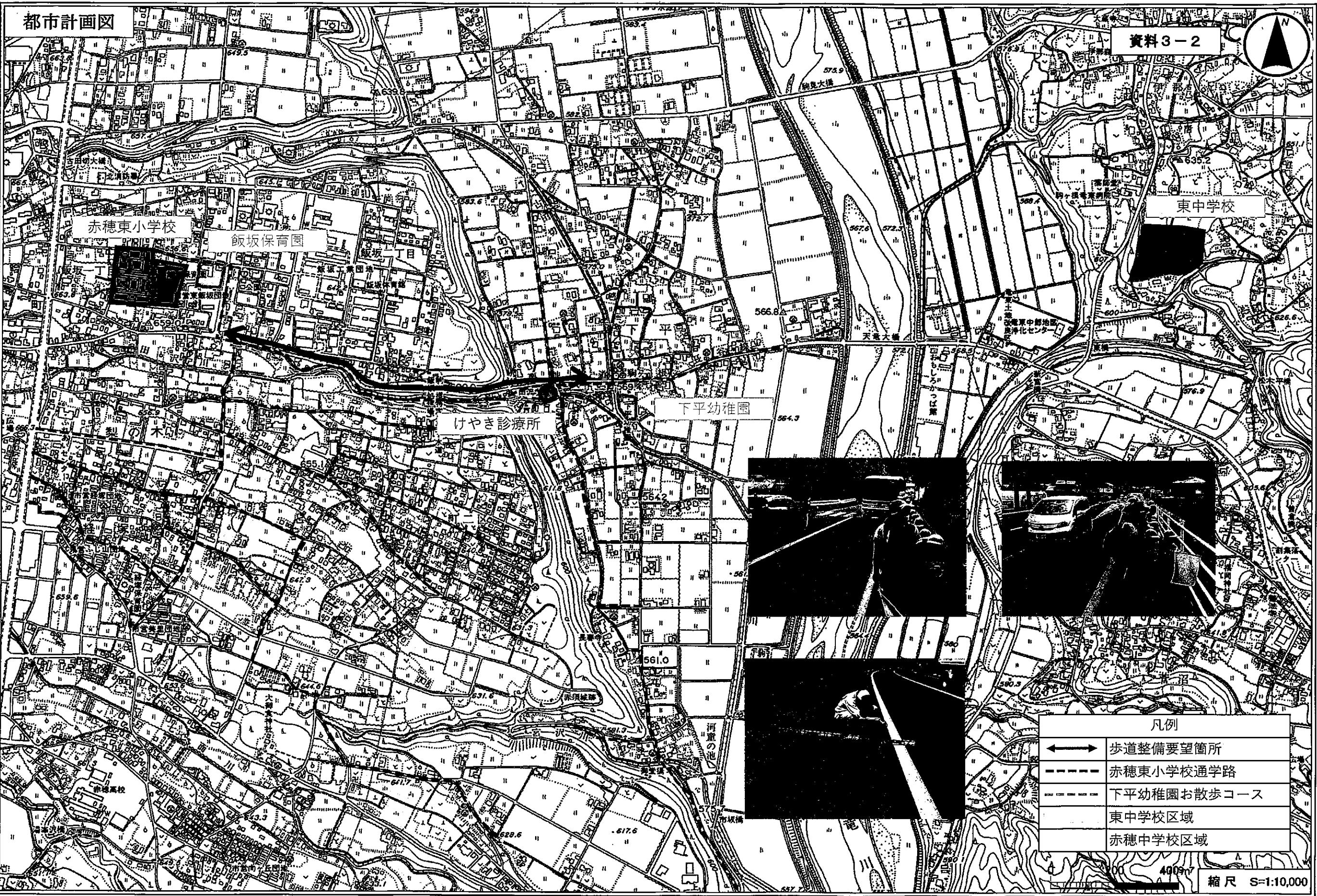
【対策検討メンバー】飯田国道事務所、長野県伊那建設事務所、駒ヶ根警察署、駒ヶ根市都市整備課、小学校、駒ヶ根市教育委員会



駒ヶ根長谷線要対策箇所箇所位置図

資料 3-1





赤須町線要対策箇所位置図

資料3-3



市場割区通学路検討資料

資料3-4

